

法上の諸問題」民事訴訟雑誌四二号一八九頁（発言）（一九九六年）、同・前掲「株主代表訴訟における原告株主の地位」五三頁、中島・前掲一頁も同旨か。しかし、上述の第一、第二の点を考慮すると、代表の適切性を要件とすることはやはり必要であると考えられるし、私見によると、前述のように、実体法上の株主権の濫用は請求棄却判

決を導くものである。論理的には、まず、訴訟要件たる原告適格の要件である代表の適切性が判断されるべきであり、株主権の濫用で対処するべきものではないと考える。

（平成九年一〇月二三日稿）

南 隅 基 秀

〔下 級 審 民 訴 事 例 研 究 四三〕

43

一 将来の自宅介護費用につき条件付定期金給付を命ずる判決が言い渡された事例

二 新民事訴訟法施行前の事案につき、著しい事情の変更により定期金の給付額が不相当となった場合には、同法一一七条の規定を類推適用して額の変更を認めるのが望ましいとした事例

平成八年二月一〇日民事第二六部判決、各損害賠償請求事件、判例タイムズ九二五号二八一頁

〔事 実〕

平成五年二月四日、当時一歳一〇ヶ月であったX₁は、引きつけを起こし高熱が出たため、最寄りのA病院を受診したが、解熱剤を処方されいったん帰宅した。しかし、翌日、

X₁には、寝返りが打てない、立ち上がれない等の異常が認められたため、両親であるX₂・X₃は、Y₁（労働福祉事業団）の設置管理するB病院の小児科に連れて行き受診させた。B病院ではY₂が担当医となり、精査のためにX₁を入院

させることにした。頭部のCT及びMRI検査では異常は見られず、髄液検査や脳波検査の結果も正常であったので、 Y_2 は X_1 に脊髄のMRI検査を実施することを決めた。MRI検査中には、患者が身動きしないことが必要であるため、 X_1 は催眠剤と催眠・抗けいれん剤を投与されたが、検査室で眠る様子がなかったため、 Y_2 は麻酔薬を投与した。麻酔薬投与後、予定どおりMRI検査が実施されたが、検査終了後、 X_1 は心停止、呼吸停止に陥っていることが発見され、直ちに救急蘇生措置が取られた。その結果、 X_1 の心拍と呼吸は回復したが、低酸素脳症により、意識は戻らず、自律的な運動のない状態に陥ったままとなった。

このような状況のもと、 X_1 ないし X_3 は、 Y_1 Y_2 を相手取って、①過去の付添介護費八四二万円、②自宅介護による将来の介護費一億〇七〇六万三六二五円、③入院雑費一〇九万四六〇〇円、④住宅改造費・機器購入費・自動車購入費一五五〇万円、⑤後遺症による逸失利益四六六万八〇八六円、⑥慰謝料・弁護士費用五八一九万八七三七円の損害につき、 X_1 に対し金二億三三一八万六一一〇円、 X_2 X_3 に対しそれぞれ金五五〇万円およびこれらに対する平成五年三月一日から支払済みまで年五分の割合による金員を、被告らが連帯して支払うことを求めて訴えを提起した。なお、

X_1 の治療費については、原告・被告間で、将来にわたってすべてB病院が負担する旨の合意がなされていたため、本件では請求されていない。

これに対して裁判所は、④は否定したが、①③⑤⑥については一時金として支払うべき旨を判示した。そして本件判示事項にあるように、②については、次のように述べて条件付の定期金賠償を命じた。すなわち、「 X_1 の障害は……重篤であり、呼吸の困難さないし人工呼吸の装置の必要から一日中看護者が目を離せず、また、骨粗鬆症となっており、移動、行為、おむつ交換のような日常的ケア等によっても病的骨折が生じる可能性があるものであり、しかも脳幹機能が障害を受けているため……将来的にも症状の回復の見込みは少ない状況にある。このような状態からみて、 X_1 の看護は医療の専門家の手に委ねられるのが相当な状況にある。……このような病状の中で、医療的ケアの維持その他の諸種の条件を満たしつつ自宅で介護するということは、不可能ではないものの…… X_2 及び X_3 に対し、決して勧められるものではない。…… X_1 の病状が右のとおりである本件においては、 X_2 及び X_3 が X_1 を自宅に連れて帰って介護することを前提とする原告らの損害賠償の請求を認容することは困難である。……右認定は損害賠償請求権が現在の

請求として認容しうるかどうかに関する裁判所の法的判断であるにすぎないが、……X₂及びX₃にとってみると……X₁を自宅に連れて帰って介護することが裁判所から否定されたのではないかと考えても無理からぬところがある。しかし、これは、当裁判所の本意とするところではない。そこで、当裁判所としては、X₂及びX₃が……現実にはX₁の自宅介護が開始され、かつ自宅介護が開始された旨の医師の証明書が原告らから被告らのいづれかに対して提出されることを条件として、被告らに対し、連帯してX₁に対し、自宅介護が始まった日から自宅介護が終了するまで、自宅介護が始まった日から一か月経過することにより一か月につき四〇万円の割合による金員（現時点で見積もる付添介護費及びおむつ代）を支払うことを命ずることとする。

右認定部分は、条件付定期金給付判決であり、このような判決は、損害が将来にわたって発生するものと認められる事案について、原告らの請求があり、かつ、賠償を命ずべき損害が将来請求として認容しうる程度に確定している場合に、することができると解される。本件においては、当該損害は将来にわたって発生するものであり、原告らは、仮に損害賠償の一時払い請求が棄却とならざるを得ない場合には、予備的かつ黙示的にこのような条件付定期

金給付判決を求めているものと考えられるのであり、また、認定の対象となる損害は、自宅介護が開始される場合という条件付であるが、将来請求として認容しうる程度に確定しているものと考えられるので、このような判決をすることも許されるものというべきである。……このような条件付定期金賠償判決については、将来、物価の変動その他の著しい事情の変更にによりその金額が現実の損害と比べて不相当となった場合にどのように対処するかという問題がある。この点について、平成八年六月二六日に公布された民事訴訟法（平成八年法律第一〇九号）一一七条は、著しい事情の変更を条件として、判決を見直す方法を提示している。ところが、右法律の付則八条によれば、右一一七条の規定は右新民事訴訟法施行の日（平成一〇年一月一日）が予定されている）以降に第一審裁判所の口頭弁論が終結した事件についての判決にしか適用されないこととされており、形式的に考えると、本判決には右規定は適用されないことになる。しかし、本件訴えが提起されたのは平成八年二月一九日であり、双方当事人及び双方代理人の協力により迅速に弁論準備及び審理が進められ、その結果、九か月後である平成八年一月一九日に第一審の口頭弁論が終結されたものであり、右のような経過により、右施行日を問

近に控えた時期に終結されたこの事件の判決については、右規定を類推適用することが望まれるところである。すなわち、X₁の自宅介護が将来において現実に可能となった場合において、現時点で認容した一か月につき四〇万円という金額が、介護料の著しい値上がりその他の著しい事情の変更により、現実の介護に要する金額に比べて著しく不相当となったときは、右新民事訴訟法一一七条の規定により、金額の変更の検討がなされることが期待される。……」

〔評 釈〕

本判旨に反対する。

一 本判決は、まず第一に、将来の自宅介護費用につき、原告が一時金の支払いを請求をしたのに対し、条件付定期金の給付を命じ、そして第二に、新民事訴訟法施行前の事案についても、著しい事情の変更により定期金の給付額が不相当となった場合には、同法一一七条の規定を類推適用して額の変更を認めるべきであるとしたものである。

判示事項第一点に關していえば、原告の一時金の支払い請求に対して定期金賠償をすることについて、多くの判例はこれを否定するが、肯定するものも存在する。⁽¹⁾ それに対し、学説は、①被害者の申立によるとする説、②被害者の

申立に拘束されないとする説、③被害者の選択または裁判所の裁量説に分類することができるが、①の立場に立つものが有力といえよう。⁽²⁾ その意味で、本判示事項の第一点は判例・学説のうち、少数説に従った一事例を付け加えたものと評価できる。判示事項第二点は、新民事訴訟法附則八条の文言にも関わらず、通常の審理経過をたどれば新民事訴訟法施行後に判決が言い渡され、変更判決に關する規定が適用される可能性がある場合には、未だ施行されていない新法の当該規定が類推適用されるのが望ましいと判示したものであり、今後議論を呼ぶことになろう。⁽³⁾

二 定期金賠償とは、損害賠償が定期金 (Rente) すなわち一定期間もしくは不確定期間中の回帰的な給付として義務づけられる場合である。⁽⁴⁾

ところで、わが民法は損害賠償につき金銭賠償を原則とするが(民四一七条・七二二条)、その賠償の方式や方法については何ら触れていない。しかし、実務上は、身体傷害等に基づく将来の逸失利益、付添看護費等については、ホフマン方式ないしライブニッツ方式により中間利息を控除し、現在価値に換算して一時金賠償の方法をとるのが一般的である。⁽⁵⁾

これに対し、昭和四〇年以降、いわゆる定期金賠償論が

活発に展開され、そこでは定期金賠償を認める根拠として、理論的には、①身体障害の場合の逸失利益は将来の每期一定額の収入が負傷によって得られなくなったことであり、それに対応する賠償請求権は、各期末に発生する、②定期金賠償の請求は将来の回帰的給付の訴えを意味するが、将来給付の訴えの要件を満たす限り定期金賠償という形で現在請求することができるという二点があげられ、実務的利点として、①定期金賠償をとれば、平均余命表を利用する必要がなくなり、逸失利益の算定の際の厳格性を回復できること、②後遺障害の予期に反した治癒など弁論終結後の著しい事情の変更が生じた場合には、口頭弁論終結後の事情に基づく損害賠償請求権の消滅・減少と観念して請求異議の訴えを肯定するのに心理的に困難が少ないし、負傷によって喪失した特技の評価が事後に上昇し、逸失利益が増大した場合でも、増加部分について訴求することが可能となるとされる。⁽⁶⁾その他、定期金賠償には、③一時的な浪費のおそれがなく、将来にわたる生活保障機能があることも指摘されている。⁽⁷⁾

三 しかし、他方で定期金賠償には難点もある。そのうち、履行確保とインフレ・事情変更への対応の問題が重要である。

(1) まず、履行確保の問題である。定期金賠償では支払期間が必然的に長期に及ぶため、債権者は、その間に生じる債務者側の変化（法人解散、倒産、死亡、逃亡、行方不明、支払遅滞等）に伴うリスクを避けられないということである。これに関し、ドイツ民法八四三条二項は、同条一項の定期金賠償の規定を受けて、賠償義務者からは事情に依じて担保を供せしめることを規定している。このような制度的保障のないわが国においては、定期金の給付が必ずしも確実になされるとは言い切れない。⁽⁸⁾しかし、この点のみから定期金賠償を否定することは必ずしもできないように思える。すなわち、担保制度は実質的に当該賠償債権の履行を確保するための保障であり、その機能が実質的に果たされていれば、被害者に損害が生じる可能性は低いといえるからである。よって被告の資力に不安がないような場合、たとえば、被告が巨大企業や国もしくは公共団体であったり、被告が十分な保険に入っていたような場合、実質的には、被害者の定期金債権は保障されているといえるのである。定期金賠償を否定する必要はないであろう。そのような観点から考えるならば、本件では、被告の一方は労働福祉事業団であり、資力に不安はないといえるし、また、おそらくは本件被告のような団体においては、本件のような

賠償事件に備えて保険に加入している方がある方が自然であり、保険会社という強力な資力者が支払をなす以上、保険金の限度内である限り、担保についての心配は不要であろう。よって本件において、賠償義務者に担保を供させる制度がないことを理由として、定期金賠償を否定することはできないと考える。

(2) また、多数説によると、わが国において定期金判決賠償方式を導入する前提としてまず、変更判決が必要とされている。⁽¹⁰⁾ この見解によれば、ドイツ民事訴訟法三二三条の変更判決のような制度を有しないわが国で、定期金判決賠償方式を導入することは否定される。他方、この見解に対しては、このような制度がない場合でも、扶養に関する民法八八〇条から事情の変更による変更の訴えを類推できるほか、判決主文中に留保を留め、貨幣価値に著しい変動があるときは変更の申立ができるとの見解が唱えられている。⁽¹¹⁾ しかし、民法八八〇条は非訟の規定であり、これを訴訟事件の判決に類推することが妥当かどうかは疑問であり、また、留保付主文についても、主文の簡潔性ないし一義性の要請からいえば解釈上疑問がないではない。よって、ドイツ法のような変更判決の制度がないわが国の現在の法制を前提とする限り、定期金賠償は、インフレその他の事情の

変更に対処できないといわざるを得ない。⁽¹²⁾ その意味では定期金賠償は、被害者たる原告にとつては、一時金賠償の場合よりも不利になる可能性があるから、原告が一時金の支払いを請求している場合には、定期金賠償につき原告の申立がない以上、定期金賠償に伴うリスクを負担させるべきではない。したがって、定期金賠償につき原告の明示ないし黙示の申立てがないかぎり、定期金賠償を命じることが民訴法一八六条に違反すると解する。

また、一時金賠償においては、将来も継続的に生じる損害を、不法行為時に全損害が発生したものであるとの現在の化を図るものである。それに対し、定期金賠償は、各履行期が到来するごとに発生する将来の債権であり、期間が確定していない場合は、賠償金総額も未確定である。よって、原告が一時金を求めているのに、それと性質の異なる、しかも将来の履行が不確実な定期金賠償を認めることは、原告の申立がない限り同じく民訴法一八六条に違反すると解する。

したがって本件では、原告が、一時金賠償に比して不利益である定期金賠償を黙示的にでも求めたとは考えにくく、本判旨の、黙示的に定期金給付判決を求めているものとする理解は妥当ではあるまい。むしろ裁判所としては、釈明

権行使し、原告に定期金賠償を求める意思があるか否かを確認し、それが肯定できる場合には訴えの変更を促すべきであった。しかるに、それをしないで、原告の申し立てでない定期金賠償を認めることは不適法であると解するところで、本判旨は、定期金賠償が認められる理由の補強として、新民訴訟法（平成八年法律第一〇九号）一一七条で新たに導入された変更判決の規定を類推適用することが望まれるとし、介護料の著しい値上がりその他の著しい事情の変更により、本件で認容された定期金の額が、現実の介護に要する金額に比べて著しく不相当となったときは、右規定により、金額の変更の検討がなされることが期待される、としているが不当である。すなわち、新民訴訟法一一七条で導入された変更判決の規定を類推適用するか否かは、後に変更判決を求められた受訴裁判所が判断するのであり、本判旨によって、それを強制することはできない。その意味で「新民訴訟法一一七条で新たに導入された変更判決の規定を類推適用することが望まれる」というのは単なる願望であり、これによって定期金賠償の正当性が基礎づけられることはない。しかも、新民訴訟法附則八条の文言から見て、後述のように（五）同法一一七条の類推適用は困難であり、たとえ変更判決が求められたと

しても受訴裁判所は金額の変更をしない可能性の方が高い。したがって、このことから、原告の意思を無視して、定期金賠償を認めることはできないであろう。

四 定期金賠償を否定した場合、可能性としては、①生存可能年数を考慮することなく、平均余命によって余命を推定するという方法や、②生存可能年数を確定して一時金賠償による方法等が考えられる。ただ、①の方法は、本件のような重篤な症状の患者やいわゆる植物人間の場合、平均余命まで生存する可能性は低いと考えられ、平均余命表を直ちに被害者の生存年数とすべき理論的根拠はなく、生存年数の認定が厳格さを欠くほか平均余命に基づく認定をした場合は、加害者にとって不利になる。結局、逸失利益は別として、本件のような重篤な症状の被害者の介護料については、できるだけ客観的な資料に基づき、現実的な介護必要期間を算定し、それに依拠して認めるべきであろう。その意味では基本的には②の方法により、植物人間ないし重篤な症状の被害者の生存可能年数を根拠づける客観的な資料の収集に当たるべきであろう。そして、たとえば自動車事故対策センター作成の介護料受給者で死亡した者の事故後の経過年数の統計によれば、事故当時の年齢にもよるが、多くは事故から一八年未満で死亡しており、一八年以

上生存した者は九二五名中八名であった。またいわゆる植物人間の死亡率に関し、植物人間状態の継続期間が一年未満の者が三〇%、二年未満の者が約半数、四年以上、長期にわたり継続している患者が二〇%、しかも植物状態患者では種々の合併症等で死亡する率が高いが、これらの多くは二年以内のことが多いとの指摘もある。⁽¹⁹⁾したがってこれらの数値から、植物人間ないし重篤な症状の患者の平均余命を算出することは可能であり、それは、単純に平均余命によって、当事者が定期金賠償を明示的に求めている限り、裁判所としては介護料につき一時金賠償を命じるべきであり、その額は、以上のようにして求められた平均余命に至るまでのものとすべきだと考える。⁽²⁰⁾

五 最後に本判旨のいうような、未だ施行されていない新民事訴訟法(平成八年法律一〇九号)一一七条の類推適用をすべきであるという点につき検討する。まず第一に、新民事訴訟法附則第八条は明文で、新法の施行前に第一審裁判所における口頭弁論が終結した事件については新法を適用しないと規定していることは、類推適用を明確に否定したものと解される。もし仮に類推適用という形で、経過規定の内容が無視されることになれば、ある事項につき適用

法が画一的に定まらない可能性があることになり、法的安定性を欠くことになる。しかも第二に、上述のように(三)、定期金賠償を命じることが原告にとって絶対的に有利になるわけではないことを考えれば、あえて附則八条の文言に反してまで類推適用を認める必要はない。第三に、実質的に考えても、新法一一七条は、定期金による損害の賠償を命じた判決の既判力を旧法よりも弱めるものであるから、変更判決によって前訴で認められた額を下回る額の判決がなされる虞もある。よって、当該確定判決の原告としては、もし同条が類推適用されるのならば、むしろ定期金判決は望まなかったはずであり、本判旨の意向とは逆に、この規定の類推適用は、むしろ原告の意思に背くことになるであろう。さらに第四に、上述のように(三)(2)、本判決が右規定を類推適用することが望まれるとしているのは、後に確定判決の変更の訴え(新法一一七条)が提起される場合の受訴裁判所に対してであって、みずから同条を類推適用するというのではない。しかし、本件裁判所が他の裁判所に新法一一七条を類推適用して変更制決をすることを強制するような法的根拠は存在しない。したがって、これらいずれの点からみても、新法一一七条の類推適用が望まれるとした点には賛成することができない。

六 以上から、判旨第一点および第二点については、理由および結論の双方に反対する。

(1) 否定するものとして、名古屋高判昭四九・八・三〇判時七六九号五三頁、東京地判昭五〇・四・二四判時七九五号六二頁、最判昭五一・一〇・二六週間自動車保険新聞昭五二年五月一八日号、東京地判昭五三・八・三判時八九九号六一頁、千葉地判昭五七・一二・二四交通民集一五巻六号一六九二頁、最判昭六二・二・六判時一二三二二号一〇〇頁など多数。

肯定するものとしては、東京地判明三四・一〇・一新聞七五号一〇頁、大判大五・九・一六民録二二輯一七九六頁(傍論)、大判昭三・三・一〇民集七巻三号一五二頁、神戸地尼崎支判昭三六・三・二八交通下民集三六年度一六四頁、名古屋地判昭四七・一一・二九判時六九六号二〇五頁、札幌地判昭四八・一・二三判タ二八九号一六三頁、仙台地判昭五八・二・一六判時一一一六号一一〇頁など。なお大阪地判平三・一・三一判時一三九九号一一〇頁は定期金賠償を認めているが、これは、原告が主位請求として定期金賠償を主張したものであり、ここでの肯定説には入らない。

(2) この分類は、君山利男「定期金賠償をめぐる諸問題」現代民事裁判の課題⑧四三七頁による。なお、①に属するものとしては、我妻栄・事務管理・不当利益・不法行為二

〇六頁、加藤一郎・不法行為二一六頁、楠本安雄「定期金賠償」判タ二二二号一三四頁、同「定期金賠償と生活保障」ジュリスト四三二一頁以下、江藤价泰「判決において定期金賠償を命ずることの可否」実務民事訴訟講座三三〇二頁、池田辰夫「定期金賠償の問題点」新・実務民事訴訟講座四二六〇頁、八島宏平「定期金賠償と保険実務」交通事故訴訟の理論と展望三九五頁、高見進「訴え提起の柔軟化」ジュリスト一〇二八号七六頁等が挙げられる。なお、申立が定期金給付の申立を含むと解することができる。定期金判決の余地も考えられる、とする、吉村徳重「交通事故被害者についての終身定期金賠償判決」判例タイムズ二九八号九五頁もこれに含めてよいであろう。②の学説としては、倉田卓次「定期金賠償論」民事交通訴訟の課題一〇六頁以下、同「年金賠償再論」判例タイムズ八五四号一七頁、藤村和夫・仙台地判昭五八・二・一六の判例評釈・交通事故民事裁判例集一六巻索引・解説号三六四頁、同「定期金賠償の事例研究」交通事故賠償の法理と実務一八五頁、羽成守「定期金賠償の支払」判例タイムズ六三八号・五九頁等。③としては、楠本安雄「定期金賠償論の現代的意義」司法研修所二〇周年記念論文集一卷一七七頁のほか、賠償方法について裁判所の釈明権ないし釈明義務を強化して当事者の主張立証を促すことを前提としつつ、事案によっては職権による転換を認める更田義彦「定期金

賠償の裁判上の付与——一時金賠償との併用をめぐる——」
交通事故賠償の現状と課題三一五頁があげられるであろう。
(3) もっとも、これは一般論としていえることであり、新
民事訴訟法については、施行されるまでの期間は限られて
おり、本判決でなされた判断が、これ以後の事件に与える
影響は少ないと思われる。

(4) 楠本・前掲論文(注2)・ジュリ四三一号二〇五頁。

(5) その理由としては、①沿革的な理由として、旧民訴法
は、将来の給付の訴えに関する規定を欠いており、実務は、
将来の給付の訴えに消極的であり、不法行為損害賠償につ
いてホフマン式計算による一時払い請求が当然であったこ
と、②民法七〇九条には、不法行為によって「生シタル損
害」と規定されていることから、損害については、不法行
為時にすでに発生した損害と解されていたため、逸失利益
等についても不法行為時にすでに発生した損害とみられた
こと、③一時金賠償の方が定期金賠償に比べて取立てが容
易であり、被害者には、一時金賠償に執着する心情がある
こと、などがあげられている。これらに関しては、倉田・
前掲論文(注2) 課題一〇六頁、江藤・前掲論文(注2)
二九二頁、君山・前掲論文(注2) 四二八頁等参照。
(6) 倉田・前掲論文(注2) 課題一〇五頁〜一一五頁、同
「相続構成から扶養構成へ」交通事故賠償の諸相一一五頁
〜一九頁参照。

(7) 楠本・前掲論文(注2)・ジュリ四三一号二〇八頁以下。
なお、そのほか一時金と定期金賠償のその他の長所短所の
比較については、池田・前掲(注2) 二五四頁以下参照の
こと。

(8) 池田・前掲論文(注2) 二五三頁は、担保なき定期金
は極めて危険であるとする。同旨のものとして、君山・前
掲論文(注2) 四四二頁。なお、この旨は、前掲判例(注
1)のうち、名古屋高判昭四九年、東京地判昭五三年も指
摘している。

(9) 同旨、更田・前掲論文(注2) 三三三頁。なお、フラ
ンスでは、特別の担保制度はないが、裁判所は、損害賠償
請求が一時金賠償の方法でなされた場合においても、定期
金賠償としてその元本の一年あたりの金額を超えて、終身
定期金金額を算定することができるとされていることにつ
き、同・三三三頁以下、江藤・前掲論文(注2) 二九七頁
参照。

(10) 羽成・前掲論文(注2) 五七頁。なお、高崎尚志「植
物人間の法的実態」交通法研究七号一〇六頁、君山・前掲
論文四四〇頁以下も、このような制度なくして定期金賠償
が有効に事情の変更に対応しうるか問題がある、とする。
また、池田・前掲論文(注2) 二六四頁も、定期金賠償論
の根幹をなす履行確保や再審理の範囲等の問題点は、解釈
論の限界上ないしそれを超えている、として、問題の性質

が立法論であると断じている。

(11) 楠本・前掲論文(注2)判タ二二二号一三五頁、更田

・前掲論文(注2)三一一頁。しかし、更田・前掲論文

(注2)三二二頁では、不確実性が所与のものである以上、定期金賠償において事情の変更で万全の手当が施されなければ問題の解決にならないという。

(12) しかし、新民事訴訟法一一七条には新たに変更判決の制度が規定されたのであり、新法の施行後は事情変更にも対処できる制度的保障がなされていることになることから原告の債権につき実質的な担保がある限り、定期金賠償判決も認められることになろう。

(13) 名古屋高判昭四九・八・三〇判時七六九号五三頁、東京地判昭五〇・四・二四判時七九五号六二頁、東京地判昭五八・九・二六交民一六卷五号一二五八頁、津地判昭五八・九・三〇交民一六卷五号一三三四頁、高知地判昭五八・七・八交民一六卷四号九七一頁。なお、山口地判平四・三・一九判タ七九三号二一七頁は、簡易生命表による平均余命を基礎としながら将来の付添費等について控えめな算定を行うのが相当であるとする。

(14) 名古屋地判昭四八・七・二七判時七一九号六九頁、松山西条支判昭五九・三・二二交民一七卷二二四二五頁、高松高判昭六〇・四・一八自動車保険ジャーナル六一〇号一頁、東京高判昭六三・二・二九判時一二七三三六二頁、

最判昭六三・六・一七自動車保険ジャーナル七六二二二頁、京都地判昭六三・一〇・二八判タ六八七号二二一頁等がある。

(15) 院去嘉晴「植物人間」交通事故賠償の法理と実務〔交通事故紛争処理センター創立一〇周年記念論文集〕三〇一頁。また高橋・前掲論文(注10)一〇〇頁は、植物状態の者のうち約八〇%が二年未満で死亡するという数字を挙げる。

(16) 倉田・前掲論文(注2)一〇七頁。なお君山・前掲論文(注2)四三九頁参照。

(17) 逸失利益については、たしかにもし事故に遭わなかったら平均余命まで生存するであろうとの推定を否定する必要はなく、余命がこれより短縮されとの事実は、相手方の証明負担に帰せしめるのが妥当であろう。これに関し、松代隆「植物人間の損害の算定」交通事故賠償の法理と紛争処理(上)一七八頁参照。

(18) 賠償医学No14(一九九一年二月号)一一一頁の表4参照。

(19) 高橋・前掲論文(注10)一〇〇頁。

(20) なお、名古屋地判昭四八・七・二七判時七一九号六九頁は、事故当時三三歳の被害者につき生存できる期間を三年とした。また、松山西条支判昭五九・三・二二交民一七卷二二四二五頁、高松判昭六〇・四・一八自動車保険ジ

ジャーナル六一〇号一頁、最判昭六三・六・一七自動車保険ジャーナル七六二号一頁は、事故当時七歳であつた被害者の介護期間を四〇歳までとし、東京高判昭六三・二・二九判時一二七三号六二頁は事故当時二七歳であつた被害者につき一四年間としている。京都地判昭六三・一〇・二八判タ六八七号二一頁は事故当時一八歳であつた被害者につき、四〇歳まで二二年間としている。

これに対し、塩崎勤「植物人間」裁判実務大系八巻一六一頁は、植物人間になつた患者の生存期間は、事故後五年以内の死亡率が七六・一％であるとはいへ、事故後二〇年近くも生存した者や事故の数年後に植物人間の状態を脱皮した患者も相当数あつて、生存年数にバラツキがあるから、現段階で植物人間の平均余命数を基礎として損害を算定するということは、大方の納得が得られるものかどうか疑問であるとする。

(21) 法務省民事局参事官室編・一問一答新民事訴訟法四九〇頁。

三上威彦